

平成29年12月28日(木)

報告者：三浦

会議等報告書

件名	第5回東海第二地域原子力防災協議会作業部会
参加者	宮本課長, 小田倉主幹, 報告者
開催日時	平成29年12月21日(木) 10:30~11:40
開催場所	茨城県庁6階 災害対策本部室
概要	<p>1. あいさつ 内閣府政策統括官(原子力防災担当)</p> <ul style="list-style-type: none"> UPZ圏内14市町村をまわり意見交換をしてきた。その意見交換で主な内容をまとめて、懸念される案件を共有し、今後何ができるのか、できないのか、イメージを徐々に固めていければと考えている。 <p>2. 議題 (1) 避難計画の充実化について</p> <p>【資料1】：PAZ・UPZ内の14自治体との意見交換における主なご意見について 内容：資料参照 内閣府：いただいたご意見等は全て統括官まで話はしている。整理した概要を都合よくまとめているだけではない。いただいたご意見は、内閣府・県としてもしっかりと検討していき、地域防災計画の拡充に努めていく。</p> <p>【資料2】：茨城県OFC(オフサイトセンター) 図上演習の成果の概要 内容：資料参照(11/9・10 小田倉主幹出席)</p> <p>【資料3】：東海第二発電所に係る避難計画の検討の深化に向けて 内容：資料参照</p> <ul style="list-style-type: none"> 内閣府としては、「要支援者、民間企業の従業員の避難オペレーション」「屋内退避の有効性の理解促進」に力を入れていくとのこと。 他の地域でこれまで整理した内容を使いながらやっていけといわれたので、そういったかたちで進めていきたいと考えている。しかし、この地域には他の地域のものをそのまま使えるとは思っていない。この作業部会でそういった議論をさせていただき、どういったものがフィッティングするのかをやるのが来年の仕事かなと思っている。 避難計画は複合災害想定でやっていく。それ以外の選択肢はない。大地震・大津波を想定する際には、東日本大震災の経験が生きると思っている。そういったデータを整理して議論していきたい。

第5回東海第二地域原子力防災協議会作業部会について（復命）

標記会議に出席しました。内容は下記のとおりです。

記

1 日時 平成29年12月21日（木） 10時30分から11時45分まで

2 場所 東海村役場 行政棟5階 原子力視察室

3 出席者

日立市：七井課長、永井

※出席機関は、別紙参加者一覧のとおり







4 内容

内閣府が行ったPAZ、UPZの14自治体との意見交換結果等を踏まえ、今後の進め方について説明があった。主な内容は以下のとおり。

- (1) 緊急時対応における災害の想定について、原子力発電所の単独事故は想定しにくいため、大規模地震、津波が発生する複合災害を想定していくこと。
- (2) 来年度は、要配慮者、民間企業の従業員等の一時滞在者等の対象者数の実態把握や移動手手段の確保等の課題について取り組んでいく予定。
- (3) 原発から10km圏内に要配慮者を避難させる施設を新設・改修する場合は、国の原子力災害対策事業費補助金（補助率10/10）を活用してほしい。

以上

報 告 書

市長 ※	副市長 ※	部長 	課長 	課長補佐 (総括) 	課長補佐 (グループ長)	グループ員  
会議名	第 5 回 東海第二地域原子力防災協議会 作業部会			記録者	海野 	
日 時	平成 29 年 12 月 21 日 (木) 10 : 30 ~ 11 : 32		場 所	東海村役場行 政棟 5 階原子力視察研修室		
出席者	内閣府、原子力規制庁、経済産業省 茨城県：原対課、業務課、厚生総務課、保健予防課、道路維持課、 保健体育課健康教育推進室 市町村：UPZ 圏内 14 市町村担当職員 当市：小橋課長、秋山総括補佐、記録者 オブザーバー：日本原子力発電(株)					

全国 13 地域に設置された地域原子力防災協議会のうち、本県では東海第二地域原子力防災協議会が設置されており、第 5 回の作業部会が開催された。

【議題】

1 避難計画の充実化について

(資料 1) PAZ, UPZ 内の 14 自治体との意見交換における主な意見
 ・本年 9 月～11 月にかけて、PAZ 及び UPZ の 14 自治体に、内閣府・規制庁・茨城県等の職員が訪問し、各自治体と意見交換を実施。

(資料 2) 茨城県 OFC 図上演習の成果の概要
 ・平成 29 年 11 月 9・10 日、茨城県原子力オフサイトセンターにて、67 名の参加者が茨城県 OFC 図上演習を実施。

(資料 3) 東海第二発電所に係る避難計画の検討の深化に向けて

(資料 4) 東海第二地域の緊急時対応の策定ステップ (イメージ素案)
 ・自然災害などの複合災害を想定した緊急時対応を検討する

2 その他

日本原子力発電(株)東海第二発電所の視察を実施 (13 : 00～16 : 00)

Q & A

Q : 作業部会でも検討課題があるが、各自治体の計画も課題を残したままの途中経過的なものでも策定は有りなのか。

A : 茨城県の計画も課題がある状況。実効性のある緊急時対応を作成する必要があるが、各自治体の計画に課題があってもやむを得ないと考えている。課題が解消されたものから、計画を修正していくことになるのではないかと。

Q : 緊急時対応の策定がされてから再稼動となるのか？

A : 法律上の制約はないが、これまでに再稼動となった地域では、緊急時対応が策定されている。

会議報告書

市長	副市長	部長	課長	GL	課員					
		矢代	篠原		鈴木	沼田	鈴木			
情報公開	公開	部分公開	非公開	保存期間	永	10	5	3	1	
報告月日	平成29年12月21日			報告者	危機対策課 補佐 長久保 有子					
協議事項	第5回東海第二地域原子力防災協議会作業部会									
日時	平成29年12月21日(木) 午前10時30分～午前11時30分									
場所	東海村役場 行政棟5階 原子力視察研修室									
出席者	別紙のとおり(高萩市 危機対策課 篠原課長、長久保)									
<p>1. あいさつ【内閣府 細野地域原子力防災推進官】</p> <p>9月から11月にかけて14自治体を訪問した内容をまとめた。その中で出てきた課題を共有するため、今回の作業部会を設定した。よって、いつもより内容は薄めである。午後は、東海第二発電所の見学を皆さんと行う。自分は先週、今日回るコースを確認したが、実にいいコースであったと思う。</p> <p>2. 議題</p> <p>(1) 避難計画の充実化について</p> <p>資料1 PAZ・UPZ内の14自治体との意見交換における主なご意見について</p> <p style="text-align: right;">【内閣府 細野地域原子力防災推進官】</p> <p>資料1は、今回の作業部会の公式の資料であるが、実際、14自治体から受けた意見等は、もっとたくさんあったのでそれを別紙にまとめた。これは、公式の資料とすることは出来ないが、我々内閣府の人間は、14自治体の皆さんからこれだけ多くの意見をいただいていることを、きちんと認識していることを分かってもらいたくて作成した。</p> <p>資料2 茨城県OFC図上演習の成果の概要</p> <p style="text-align: right;">【小嶋原子力防災専門官(原子力規制庁兼内閣府)】</p> <p>H26年度来の図上演習を行った。今後、継続的に実施していくことにより、要員の対応能力の向上を図るほか、地域防災計画等の実効性を向上させられるよう努めていく。</p> <p>資料3 東海第二発電所に係る避難計画の検討の深化に向けて</p> <p style="text-align: right;">【内閣府 島主査】</p> <p>内閣府としては、県の広域避難計画がH30.3月に改定されるのを受けて、今年度中に14自治体にて避難計画が策定されていることを望むが、この資料3にあるとおり課題が多くある。こういった課題解決をすすめるため、今後各市町村の協力(例えば、要支援者の人数把握等)を求めることになると思う。</p>										

【資料3に関する細野地域原子力防災推進官からの補足】

広域避難計画を時間をかけて作りこんでいく。そのステップが大事であるのに、霞が関ではそのことを理解されない。上司からは「突飛なことを考えず、避難経路を決めていけばいい」と言われる。バス確保についても「後でいだろう。よその地域で整理した内容でやっていけばよい」と言われたので、サラリーマンなのでやるしかないと思った。

自分としては、毎日地図を見て悩んでいるが、いい案が出ない。

先日、記者会見で「計画を策定することについて、自治体から反対をうけないのか？」と聞かれたので、「計画をつくることに対して賛成も反対もない。自治体職員は公務員なので」と答えたら、記者も納得していた。

(2) その他

【内閣府 細野地域原子力防災推進官】

今日、いろいろ説明してきたが、要は複合災害を想定していきましょう、と言うことです。皆さん議会で聞かれるのはその点だと思うし、東海第二の場合、稼働していないので単独事故を想定するのが難しいからです。

自分は、防災を担当するのが今年度初めてなので、9月から11月に各市町村を回って大変勉強になった。その時に、道路の状況、日立市内の国道6号あたりの渋滞はどうしようもない、ということも分かった。

また、茨城県は起伏の大きい山が多いことも分かったので、仮に原子力災害が起こり、濃いプルームが放出されたとしても、山にぶつかって拡散するのではないかと考えられる。これについては、今後検証は必要であるとも思っている。

先日、プレスに「96万人が一斉に避難する場合はどんな時か」と聞かれたので、「大規模な台風が来たらそうなると思う」と答えたら、納得していた。

【県原子力安全対策課】

市町村の避難計画が出来つつある状況については、県としては大変ありがたい状況と思っている。今後は、課題をつぶしていく作業になると思う。課題はたくさんあるのですぐに解決できると思っていないが、検討していく中で実効性のある計画になれば、と思っている。

《質疑》

作業部会で複合災害についても協議していくということであったが、そうすると、避難計画を公表するとしても、作業部会でもむべき内容が残るということである。よって、今年度計画策定するということは、途中経過になるということか？

【内閣府】途中経過にしかなりえないと思う。決められる部分は決めていくということ。「もうそろそろ計画が出来るのではないか」と市民から突き上げられる自治体と、「県がまだまだ課題を解決していないから」と突っぱねる自治体とあると思う。まちまちであろう。

【県】今公表できる内容で計画とするかは、市町村の考え方になると思う。

緊急時対応がまとまっていなくて、再稼働させた発電所はあるのか？

【内閣府】ない。しかし、そこはあまりリンクさせないで、再稼働させるかどうかは、首長の

政治的判断してほしい。茨城県知事がいろいろ言っていることは知っているが、緊急時対応がまとまっていないと再稼働できない、という制約はない。内閣府としては、この2つは関係ないと思っている。制約があるとすれば、原子力規制委員会による安全審査の結果のみである。

【県】市町村の計画に緊急時対応を盛り込むのかどうかについても市町村判断になる。緊急時対応が定まっていないと、実効性があるといえるのか、ということでもあるので。

その他







【内閣府】補正予算がけっこうとれているので、放射線防護施設を希望する市町村は要望してもらえれば応えられると思う。自分としては、公民館みたいなものを考えている。

【県】放射線防護工事は10km圏内を対象なので、ここにいる市町村すべてが対象なわけではない。10km圏内で、避難をするより屋内退避をした方がよいとする病院等や自由に出かけられない人の家などを対象としているものである。

様式第8号(第28条関係)

報告書

笠間市




文書分類	大	中		簿冊番号	文書番号		
起案年月日	平成29年12月21日			記録者	総務課 石川 浩道 		
市長	副市長	部長	課長	課長補佐	主査	係長	課員
専決	専決						
会議名 第5回東海第二地域原子力防災協議会作業部会				保存期間	年		
				区分	<input checked="" type="checkbox"/> 会議 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 来訪 その他()		
主 題							
<p>1 日 時 平成29年12月21日(木) 午前10時30分から11時35分</p> <p>2 場 所 東海村役場5階 原子力視察研修室</p> <p>3 出席者 西山課長, 石川, 近藤係長(他は別紙のとおり)</p> <p>4 内 容</p> <p>広域避難計画の検討の深化に向けて(内閣府説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先, 避難経路, 市民をどのように避難させるのか, この3点が記載されていれば, 広域避難計画は策定できる。 ・来年度, 複合災害への対応についてもこの作業部会で協議をしていくが, 今年度中に広域避難計画を策定する場合は, 複合災害の対応が出た時点で計画書を改訂すればよい。 ・実効性のある避難計画とは, 14市町が策定する広域避難計画及び県の広域避難計画に基づいて国が策定する「東海第二地域の緊急時対応」と考えればよい。 							
要措置事項							
情報公開							

様式第11号(第19条関係)

報告・連絡書

平成29年12月22日



町長	副町長	部長	課長 	補佐 	係長	係員	報告者職 氏名印	総務部 総務課 主幹 奥谷 寛之 
相手方(会議名) 東海第二地域原子力防災協議会作業部会						宛て先	区分 <u>会議</u> 電話 来訪 その他()	
主 題 第5回東海第二地域原子力防災協議会作業部会について								
日 時 平成29年12月21日(木) 10時30分から11時35分頃								
場 所 東海村役場 行政棟5階 原子力視察研修室								
出席者 内閣府, 経済産業省, 原子力規制庁, 茨城県, UPZ 圏内市町村 (別紙) 町 小沼総務課長, 海老澤防災・危機管理グループ長, 記録者 (奥谷)								
内 容 内閣府, 原子力規制庁, 茨城県が合同で, 平成29年9月から11月にかけて, PAZ・UPZ内の14自治体と意見交換を行った内容を整理し, 情報共有を行った。意見などは, 資料1の内容。(別紙取扱注意の補足資料あり。) 11月に実施した原子力オフサイト図上演習の成果(資料2), 東海第二発電所に係る避難計画の検討(資料3, 4)それぞれの内容を内閣府から説明。 内閣府 各自治体を回り様々な意見をもらった。 現在茨城県は原子力災害のみの広域避難計画を策定しているが, 各自治体からも意見があったように, 今後計画を修正し, 複合災害(自然災害)を含めた避難計画への見直しが必要であると考えている。茨城県では3月の改定にむけて作業を進めている。また, 自然災害とその他の原子力施設での複合災害も考えられることから, 原子力施設が密集している福井県の例を参考にしながら, 検討する必要があると考えている。 この東海第二地域の進め方としては, 各自治体は広域避難計画の策定, 茨城県も3月に計画の改定, 国は, オペレーション実施に向けた準備検討(各自治体にデータ提供協力を求める)し, 緊急時計画の策定を進める。 但し, 自治体の広域避難計画, 茨城県の広域避難計画, 国の緊急時計画が策定されたとしても, 原子力発電施設の再稼働とは別であると認識している。 原子力発電所には, 様々な検査, 延長申請等もあるため, つながりはない。 自治体で作る広域避難計画か, 細かなところまで作りこむか, 基本的なところまでの計画なのか, 全国の自治体で様々であるので, 各自治体の考え方に任せる。 茨城県 広域避難計画の策定は進んでいるかと。課題を一つ一つつぶしていかないと, 実行性のある計画が出来上がらないと思っている。一つ一つ潰していきたい。時間的にどれだけかかるかわからないが, 支援していきたい。								
開示・非開示の区分	開示	非開示の部分・理由	茨城町情報公開条例 条第 号該当					
	一部開示 非開示	開示可能時期						

12/21

第5回東海第二地域原子力防災協議会作業部会
議事次第

司会 小嶋

1 開催日時

平成29年12月21日(木) 10:30~12:00

加37: 細野
(内閣府)

2 開催場所






東海村役場 行政棟5階 原子力視察研修室

3 議題

- (1) 避難計画の充実化について
- (2) その他

報 告 ・ 連 絡 ・ 復 命 書

平成29年12月25日(月)

町長	副町長	会計管理者	課長	課長補佐	担当課	合議・供覧 先・課
						
区 分		件 名				
会議・来訪 電話・その他		第5回東海第二地域原子力防災協議会作業部会会議				
相 手 方			日時 平成29年12月21日(木)			
別添のとおり			午前10時30分			
			場所 東海村役場			
出 席 者			記 録 者			
職・氏名等 室長補佐 所 克実			課名・職・氏名 総務課 所 克実 			
(協議内容)						
議題: (1) 避難計画の充実化について						
<p>内閣府 細野政策統括官</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料1は、14自治体を回ってみて、課題・意見・要望等をいただき生の声を全て載せると情報公開に耐えられないものもあるので代表的な意見を掲載した。 ・避難計画の最終目標の到達点は複合災害を想定して作りこんでいくことだと考えている。これをやらないと、住民は納得しないし、意味がなくなる。規制委員会の技術的基準で稼働すれば原子力施設の単独災害はあり得ない状況であり、大規模な自然災害を考えたシナリオが当然であると考える。 ・圏内市町村では、今年度中の広域避難計画の取りまとめを予定されていると聞いているが、今年度でまとめる範囲は、避難先と避難経路を中心としてまとめ、それ以外の部分、例えば避難車両・避難退域時検査場所については、現時点での県の計画を入れておいて県での調整がまとまり次第、改定していく予定。と聞いている。内閣府としてはそれによろしいのではと話している。いきなり突っ込んだ計画は作らず、まずは基本的な計画をしっかりと作っていくべき。その際、念頭に置くのは、複合災害の対応であると考える。 <p>資料2 茨城県 OFC 図上演習の成果の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丸3年ぶりの実施である。合計67名の参加。 ・主な成果としては、当初の想定を超えた水準で活動ができた。詳細は後日、報告書にまとめる。 <p>資料3、4 避難計画の検討の深化に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共有すべき基本認識をふまえ、作業部会では「緊急時対応」の策定が軸となるが、この緊急時対応をある意味ツールにし、各自治体の広域避難計画や地域防災計画作成のために役立ててほしい。 ・「緊急時対応」は、広域避難の実効性をいかに高めていくか、具体的なオペレーションをどうしていけばいいのかを検討するためのツールとなる。この作業部会を使いな 						

から広域避難計画の充実を図っていききたい。

・ 今後は、資料4の流れで進め、進捗状況を踏まえて各段階での課題を協議していききたい。

・ 当地域の特性として、原子力施設が多く、それらの同時発災も検討すべきである。
 ・ 避難先については、全自治体でほぼ決定しており、避難先との協定も7自治体が締結済。避難路の複数化も県が検討を進めている。バス等の交通手段の確保とオペレーションの確保についても検討中。事業所の従業員や観光客のオペレーションについても課題となる。

・ 資料4は前回と5「PAZ内の全面緊急事態における対応」の一部を変更した。
 ・ 今後の進め方は、避難先と避難経路はある程度固まってきているので、今後は基本的なオペレーションの検討に入る。その基礎となる様々な数字を集めていく必要があるのでご協力願いたい。
 ・ 複合災害についての具体的な議論を来年やっていきたい。

(2) その他

・ (茨城県) 課題がたくさんあるので一気に解決はできない。少しずつつぶしていき実効性のある計画策定に努めていきたい。

・ (ひたちなか市) 作業部会が目指すところは複合災害を想定していきましようということだが、今後市町村が策定する広域避難計画は途中経過ということで発表していくことになるのか？

・ (内閣府) 計画策定を待てる自治体と待てない自治体があると思うので、待てない自治体は部分的に発表していけばいい。

・ (茨城県) すでに緊急時対応がまとまった地域はいくつかあるが、その地域の緊急時対応と県の避難計画と市町村の避難計画を見ると3つの関係は地域によりだいぶ違う。例えば、市町村は基本的なことだけしか書いていなくて、緊急時対応が非常に詳しく実効性を確保する体制があるところや、市町村計画が細かく記載されていて、これが緊急時対応に反映しているところもある。これは、市町村の考え方だけで、かなり詳しく書かないとまとまらないところや基本的事項だけで、実効性確保は緊急時対応でまとめると考えるところもある。市町村が説明しやすいように作ればいいと考える。最終的には、この作業部会でまとめる緊急時対応が実効性の確保がされているものにしなければならないと考える。最終形はそこにある。

公開・非公開の区分	① 公開	非公開の理由・個所 (条例第6条)
	② 非公開	
	③ 一部公開	<input type="checkbox"/> 第1号 (法令)
	④ 時限公開	<input type="checkbox"/> 第2号 (個人)
	解除年限	<input type="checkbox"/> 第3号 (法人等)
	平成 年 月 日	<input type="checkbox"/> 第4号 (公共安全等)
		<input type="checkbox"/> 第5号 (国等協力関係)
		<input type="checkbox"/> 第6号 (意思形成過程)
		<input type="checkbox"/> 第7号 (事務執行支障)

第5回東海第二地域原子力防災協議会作業部会
議事次第

1 開催日時

平成29年12月21日(木) 10:30~12:00

司:原子力規制庁 小嶋

2 開催場所

東海村役場 行政棟5階 原子力視察研修室

3 議題

- (1) 避難計画の充実化について
- (2) その他

第5回 東海第二地域原子力防災協議会作業部会 参加者一覧

平成29年12月21日

	部署等
茨城県	原子力安全対策課
	防災・危機管理課
	厚生総務課
	薬務課
	道路維持課
	教育庁 保健体育課 健康教育推進室
東海村	防災原子力安全課
日立市	生活安全課
ひたちなか市	生活安全課
那珂市	防災課
水戸市	防災・危機管理課 危機管理室
常陸太田市	防災対策課
高萩市	危機対策課
笠間市	総務課
常陸大宮市	安全まちづくり推進課
鉾田市	総務課
茨城町	総務課
大洗町	生活環境課
城里町	総務課 地域防災室
大子町	総務課
経済産業省	資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 原子力立地政策室/原子力広報室
	関東経済産業局 資源エネルギー環境部 電力事業課
内閣府	政策統括官（原子力防災担当）付 参事官（地域防災・訓練担当）付
	政策統括官（原子力防災担当）付（東海・大洗原子力規制事務所）
原子力規制庁	東海・大洗原子力規制事務所

【オブザーバー】

	部署等
日本原子力発電株式会社	東海事業本部
	東海事業本部 地域共生部
	東海事業本部 東海・東海第二発電所
	本店 発電管理室

PAZ・UPZ 内の 14 自治体との意見交換における主な御意見について

本年 9 月～11 月に PAZ・UPZ 内の 14 自治体と意見交換を行ったところ、当該時点で頂戴した主な御意見を整理・集約すると下記のとおり。

■原子力防災の考え方について

- PAZ と UPZ の考え方の違いとそれに基づく防護措置の違いについて、住民が納得できるような説明が必要。

■避難先について

- 複合災害となった場合、避難予定先が被災した場合に備えた第二の避難先の確保はできるのか。

■避難経路について

- 避難経路として指定されている道路について、国道 6 号線を中心に平時から渋滞が問題となっているのに、災害時に円滑な避難ができるのか。

■避難手段について

- 避難対象となる住民が多くなることが想定されるが、避難手段、具体的にはバスや福祉車両等、の必要台数の確保はできるのか。

■屋内退避と放射線防護対策について

- 役所・役場職員は屋内退避の有効性を理解しているが、住民にも理解してもらうことが必要。内閣府作成のチラシより詳しい広報資料がほしい。

■安定ヨウ素剤について

- 安定ヨウ素剤関係は、専門的な知識が必要なので、基本的な知識の部分から国や県の指導をいただきたい。

■避難オペレーションについて

- PAZ・UPZ 内の住民数が約 96 万人と全国最多であることから、避難計画の策定に当たっては、広域的な調整を含む、他地域にはない、若しくはあまり見られない特別なオペレーションが必要なのではないのか。

■訓練・研修について

- 訓練機会は重要。対応要領や班員の顔も知っておく必要がある。

■その他の論点について

- 各自治体の住民代表を避難先に連れていったり、避難先自治体の住民代表を各自治体に連れてきたりするのに国の交付金を使いたい。

■各種計画策定の進め方について

- 作業部会で何を基本方針とするのか確認したい。最終目標の到達点とするレベルが複合災害への対応なのであれば、その旨を作業部会で確認したい。

複合災害の対応は当然に考える。(地震・津波)
 避難先と経路の対応、基本的な計画をどう作る。
 が里山などの対応。

PAZ・UPZ 内の 14 自治体との意見交換における主な御意見について

本年 9 月～11 月に PAZ・UPZ 内の 14 自治体と意見交換を行ったところ、当該時点で頂戴した主な御意見を整理・集約すると下記のとおり。

今後、これらの御意見も踏まえつつ、東海第二地域における原子力防災の充実に係る検討を進めていく。

■原子力防災の考え方について

- PAZ と UPZ の考え方の違いとそれに基づく防護措置の違いについて、住民が納得できるような説明が必要。
- PAZ・UPZ 内の住民約 96 万人が一斉避難することは想定されにくいことについて、住民が納得できるような説明が必要。
- 災害のタイムライン予想や被害予想を示してほしい。
- 自分のところの住民だけでなく、避難先自治体（茨城県内外）の住民にも原子力防災について理解していただくことが重要だと思う。彼らにいかに関係を説明していくのかが今後の検討課題。

■避難先について

- 複合災害となった場合、避難予定先が被災した場合に備えた第二の避難先の確保はできるのか。

■避難経路について

- 避難経路として指定されている道路について、国道 6 号線を中心に平時から渋滞が問題となっているのに、災害時に円滑な避難ができるのか。
- 地形の制約により、選択できる避難経路が限られている。
- 避難経路の一部について、大型バスの通行が困難。
- 原子力防災の交付金等で平時から使用できる道路を整備できないか。
- 避難道路の代替経路について、現在検討中である。
- 複合災害を想定した場合、避難経路となっている道路や経路上の橋梁の使用可否について、ある程度の確度をもって想定しておくことが必要。東日本大震災の時の被害を想定して備えるということではないか。
- 橋がずれるなどして車両は通れないが徒歩でなら通行できそうな場合、徒歩での避難もありうるかもしれない。

■避難手段について

- 避難対象となる住民が多くなることが想定されるが、避難手段、具体的にはバスや福祉車両等、の必要台数の確保はできるのか。

■その他の論点について

- 各自治体の住民代表を避難先に連れていったり、避難先自治体の住民代表を各自治体に連れてきたりするのに国の交付金を使いたい。
- 要支援者名簿の作成・修正に苦慮している。自然災害でも使うものなので整備しておかねばならないものではあると考えており、民生委員の協力を得ながら作成している。ただ、民生委員は「防災」ではなく「福祉」の枠組みで協力をお願いしていることもあり、いざ実災害が起こった際に、要支援者を一時集合場所や避難先まで連れてきてもらうことまではお願いできず、コミュニティの中で調整していかないといけないとは思っている。今後検討すべき課題は多い。
- 災害の発生に伴って風評被害が生じないか懸念している。
- SPEEDIの活用に係る国のスタンスについて改めて聞きたい。

■各種計画策定の進め方について

- 作業部会で何を基本方針とするのか確認したい。最終目標の到達点とするレベルが複合災害への対応なのであれば、その旨を作業部会で確認したい。
- 今年度中の広域避難計画の取りまとめを予定している。今年度でまとめられる範囲、具体的には避難先と避難経路、を中心にまとめる方針。それ以外の部分、具体的には避難車両や避難退域時検査場所など、については、現時点の県の計画を書き換える形で入れておき、県での調整が完了した後に改訂する予定。
- いきなり突っ込んだ計画を作ることを目指さず、まずは基本的な計画をしっかりと作っていくべき。今後計画ができあがった段階で、実災害に近い想定の間上演習を実施して、得られた知見を計画に反映させていけばよい。
- 東海第二発電所以外の原子力施設との同時発災時の対応方法について検討が必要。具体的には、避難経路の変更などが必要だろう。

茨城県 OFC 図上演習の成果の概要

1. 開催概要

- 日 時：平成 29 年 11 月 9 日（木）・10 日（金）
3年ぶり実施
- 場 所：茨城県原子力オフサイトセンター
- 参加者：茨城県、茨城県内 12 市町村、茨城県警察本部、ひたちなか・
水戸市 東海広域事務組合消防本部、陸上自衛隊、日本原子力発電株式会社、原電エンジニアリング株式会社、原子燃料工業株式会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、内閣府、原子力規制庁
- 内 容：原子力災害現地対策本部・OFC の概要等に係る講義、機器操作実習、機能班別演習及び図上演習

2. 今次図上演習の実施方針

- 平成 26 年度以来の OFC 図上演習であったため、住民避難に係る各機能班の基本的な対応の流れを確認することを主眼とした。
- 具体的には、通行不能な箇所や規模を限定的にするなど、自然災害による影響を抑えつつも、機能班間の連携が必要な状況付与を行うなどした。

3. 主な成果・今後の課題

詳細は研修実施業者が取りまとめる報告書を待つ必要があるが、当日の振り返り（付箋・口頭発表等）などを基にしつつ整理すると下記のとおり。

- 成果としては、多くの自治体や実動組織、原子力事業者等の要員（計 67 名）の参加を得るとともに、参加者の積極的な活動により、当初想定していた水準を超えた活動が行われていた。また、原子力防災に係る下記の事項について、理解の促進を図ることができた。
 - 原子力防災に係る法体系やそれに基づく防護措置の概要、
 - OFC を含む原災本部の組織構成や各拠点等の役割、
 - OFC 各機能班の具体的な業務内容や運営方法及び機能班間の連携方法、
- 今後の課題としては、道路状況等で機能班間の情報共有に齟齬が見られたことから、情報共有ツールとしての地図の活用法についての周知・慣熟や、避難等の実施方針の作成に必要な情報及び情報収集手順についての検討などが抽出された。

このため、研修・図上演習等の継続的な実施により、要員の対応能力の向上を図るほか、図上演習から得られた成果や課題を踏まえつつ、地域防災計画や広域避難計画等の実効性を向上させることが重要である。

東海第二発電所に係る避難計画の検討の深化に向けて

《検討状況》

- ・ 9月～11月で PAZ・UPZ 内の 14 自治体全てに内閣府と茨城県の職員が伺い、各自治体の抱える課題や懸念点などについて意見交換を実施。
- ・ 11月に OFC 図上演習を実施。多くの自治体や実動組織、原子力事業者等が参加。各要員の積極的な活動により、原子力防災の重要性を御理解いただくと同時に、今後解決すべき課題を抽出することができた。課題としては、各要員の原子力防災に係る知識の深化や、機能班間での連携の熟達の必要性などが抽出された。
- ・ 今後の進捗を踏まえて、緊急時対応の作成に係る各種進捗状況を適時確認。課題認識の共有を図るとともに、適切な解決に向けた取組について議論する。

《共有すべき基本認識等》

■ 地勢

- ・ PAZ 8万人、UPZ 88万人と人口が多いこと。
- ・ 東海第二発電所を含め、県内に原子力施設が多いこと。
- ・ 高速道路・国道ともに縦横に走っている点においては有利。

■ 計画の策定状況

- ・ 全 14 自治体のうち、①地域防災計画（原子力災害対策計画編）は、ひたちなか市を除く 13 自治体で策定済み。②広域避難計画を策定済みの自治体はなし（今年度中に策定予定の自治体あり）。

■ 避難先

- ・ 14 自治体全てについて、県内・県外の避難先自治体がほぼ決定。
- ・ 避難先自治体との協定については、県外避難をする自治体を中心に締結が進んでいるところ（現在 7 自治体が協定締結済み）。

■ 避難経路

- ・ 県の広域避難計画に基本経路のみ規定/(経路の複数化についても検討中)。

■ 避難手段

- ・ 県の方針として、基本的に自家用車避難。
- ・ バス、福祉車両等の必要台数の把握と確保策（オペレーションを含む）

○ ■ 特にオペレーションに留意する点

- ①要支援者、避難することで健康リスクが高まる者（PAZ・UPZ とも）や
- ②民間企業の従業員（約 44 万人）等の一時滞在者（PAZ・UPZ とも）については、対象者数を含む実態把握や移動手段等について要検討。
- PAZ 内の防護施設の充実化について引き続き検討。10km圏内まで

◎[備考] 屋内退避の有効性についての理解促進が重要。

43シ. 30他 周知

東海第二地域の緊急時対応の策定ステップ(イメージ)(素案) ver.2

資料4

項目名	策定ステップ
2 東海第二地域の概要	<p>【作成】PAZ-UPZの地図 【確認】PAZの最寄流入人口</p> <p>【確認】PAZ・UPZの住民数</p> <p>【確認】東海第二地域の概要</p>
3 緊急事態での対応体制	<p>【作成】自治体による避難計画の策定など</p> <p>【調整】国の職員・資機材等の緊急搬送に係る実働者庁との調整</p>
4 PAZ内の施設敷地緊急事態における対応	<p>【作成】避難計画の策定 ・(作成)放射線、PAZ自治体の初期対応(PAZ自治体内による避難計画の策定など) ・(作成)全ての学校・児童館・公民館・老人福祉施設・社会福祉施設を個別避難計画を策定 ・(確認)避難者等の一時滞在施設・民間企業等</p> <p>【調整】自然災害等復旧道路等が通行不能となった場合の復旧策(県建設業協会等との調整)</p> <p>【確認】避難手段の確保 ・オペレーションシシヨンの確認 ・(確認)調整必要物資の確保・受給者の確保 ・(確認)調整必要物資の確保(PAZ自治体内による避難計画の策定など) ・(確認)調整必要物資の確保(PAZ自治体内による避難計画の策定など) ・(確認)調整必要物資の確保(PAZ自治体内による避難計画の策定など) ・(確認)調整必要物資の確保(PAZ自治体内による避難計画の策定など)</p>
5 PAZ内の全面緊急事態における対応	<p>【調整】避難先自治体との調整 ・(調整)避難先自治体との調整(避難先自治体の調整)の策定 ・(調整)避難先自治体との調整(避難先自治体の調整)の策定 ・(調整)避難先自治体との調整(避難先自治体の調整)の策定 ・(調整)避難先自治体との調整(避難先自治体の調整)の策定</p> <p>【調整】避難先自治体との調整 ・(調整)避難先自治体との調整(避難先自治体の調整)の策定 ・(調整)避難先自治体との調整(避難先自治体の調整)の策定 ・(調整)避難先自治体との調整(避難先自治体の調整)の策定 ・(調整)避難先自治体との調整(避難先自治体の調整)の策定</p>
6 UPZ内における対応	<p>【調整】避難先自治体との調整 ・(調整)避難先自治体との調整(避難先自治体の調整)の策定 ・(調整)避難先自治体との調整(避難先自治体の調整)の策定 ・(調整)避難先自治体との調整(避難先自治体の調整)の策定 ・(調整)避難先自治体との調整(避難先自治体の調整)の策定</p> <p>【調整】避難先自治体との調整 ・(調整)避難先自治体との調整(避難先自治体の調整)の策定 ・(調整)避難先自治体との調整(避難先自治体の調整)の策定 ・(調整)避難先自治体との調整(避難先自治体の調整)の策定 ・(調整)避難先自治体との調整(避難先自治体の調整)の策定</p>
7 放射線防護資機材、物資、燃料備蓄・供給体制	<p>【確認】物資等運送業務等の使用する資機材の確保状況</p> <p>【調整】物資等運送業務等の使用する資機材の確保</p> <p>【調整】物資等運送業務等の使用する資機材の確保</p> <p>【調整】物資等運送業務等の使用する資機材の確保</p>
8 緊急時モニタリングの実施体制	<p>【調整】物資等運送業務等の使用する資機材の確保</p> <p>【調整】物資等運送業務等の使用する資機材の確保</p> <p>【調整】物資等運送業務等の使用する資機材の確保</p> <p>【調整】物資等運送業務等の使用する資機材の確保</p>
9 原子力災害時の医療の実施体制	<p>【調整】物資等運送業務等の使用する資機材の確保</p> <p>【調整】物資等運送業務等の使用する資機材の確保</p> <p>【調整】物資等運送業務等の使用する資機材の確保</p> <p>【調整】物資等運送業務等の使用する資機材の確保</p>
10 実動組織の支援体制	<p>【調整】物資等運送業務等の使用する資機材の確保</p> <p>【調整】物資等運送業務等の使用する資機材の確保</p> <p>【調整】物資等運送業務等の使用する資機材の確保</p> <p>【調整】物資等運送業務等の使用する資機材の確保</p>

留意点
※ 本資料は、現時点で想定される今後の策定ステップについて概略を示したものであり、各文言を含む詳細については関係機関等と検討されているものではない。
※ 既に取りまとめられた緊急時対応を参考に作成しているため、各項目には変更が必要なものがある。今後の議論で可能性があり、今後の議論で可能性が低いものがある。
※ 今後の調整状況等に応じて、各ステップの順序が前後する可能性がある。
※ 今後の検討では、研究所や加工施設等についても併せて考慮する必要がある。

凡例
■:着手済み □:未着手